



- 1 県内の消費者と生産者が  
今まで以上にいい友関係になる
- 2 Eat more Aichi products  
(イート モア アイチ プロダクツ)  
||  
もっと愛知県産品を食べよう  
(利用しよう)

にせんじゅうご  
食と緑の基本計画2015  
～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～

愛知県農林水産部農林政策課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
TEL/052-961-2111 (内線3623・3624) 052-954-6395 (ダイヤルイン)  
インターネットホームページ <http://www.pref.aichi.jp/nourin/>



# 食と緑の基本計画2015

～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～



---

“食”と“緑”ということばが持つイメージは、人によってさまざまですが、「食と緑の基本計画2015」の中では、“食”は食べ物や食生活などを、“緑”は森林、農地及び木材や花など森林や農地で生産される物などを象徴することばとして使っています。

なお、海や川については、食料となる水産物を生産する場所であることから、“緑”の中に含めています。

また、“農林水産物”ということばについては、米や肉、魚などの一次産品だけでなく、一次産品を用いて生産される加工品も含めた表現として使っています。

---

---

## 食と緑が支える

豊かな「あいち」をめざして



愛知県は、740万の人口を有し、モノづくり産業を筆頭とした世界に誇れる産業力や経済力、文化力、地域力などが蓄積された大都市圏です。

また、県土の4割を占める森林は豊かな自然を育むとともに、木曾川・矢作川・豊川の豊かな水を活かして全国有数の産出額を誇る農業が営まれ、伊勢湾・三河湾の豊かな漁場に支えられた水産業も盛んな地域であります。

このように、世界に誇れるモノづくり県であること、産地であると同時に大消費地でもあること、農林水産業と商工業とがバランスよく発展していることなどの強みを積極的に活かし、日本一元気な“あいち”づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

一方、食と緑を取り巻く情勢に目を向けますと、農林漁業者の高齢化や所得の減少、食の乱れ、生産者と消費者の距離の拡大、地球環境問題の顕在化、自然災害の発生リスクの高まりなど、さまざまな問題が生じています。

「食と緑の基本計画2015」は、こうした問題に適切に対応するとともに、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念の実現に向け、県が実施する施策の基本的な方針や目標、県民の皆さんへの提案を取りまとめたものです。

県では、計画の達成に全力を挙げて取り組んでまいります。県民の皆さんも、それぞれの立場で食と緑に関するさまざまな取組を積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました食と緑の基本計画推進会議の委員をはじめ、関係の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成23年5月

愛知県知事 大村 秀章

---

# 目次

---

第1章	はじめに	4
第2章	食と緑の現状と課題	7
第3章	基本計画がめざす姿と目標	12
第4章	施策体系と主な取組	14
1	安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保	15
(1)	“活かす” あいちの農林水産業	15
ア	「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」の推進	15
イ	県産農林水産物の輸出と知財活用の推進	17
(2)	意欲ある人が伸びる農業の実現	18
ア	多様な担い手の育成・確保	18
イ	農業生産基盤の整備と優良農地の保全	19
ウ	全国屈指の技術開発力を活かした品質や生産性の向上	20
(3)	持続可能な林業の実現	22
ア	担い手の育成・確保と林業事業体の強化	22
イ	林業生産基盤の整備	22
ウ	木材の安定供給	23
(4)	良質な水産物の供給力の強化	24
ア	担い手の育成・確保	24
イ	漁業生産基盤の整備	24
ウ	水産資源の持続可能な利用の推進	25
(5)	食品の安全・安心の確保	26
ア	生産・加工・流通段階における取組の推進	26
イ	消費者への正しい情報の提供	28
2	県産農林水産物の適切な消費と利用の促進	29
(1)	食や農林水産業に対する県民の理解と活動の促進	29
ア	農林水産業への興味や関心を高めるための活動の推進	29
イ	望ましい食生活の実践に向けた食育の推進	30
ウ	子どもの頃から身近に農林漁業を体験できる環境づくり	31
(2)	県産農林水産物の消費と利用の促進	32
ア	「いいともあいち運動」等による県産農林水産物の消費拡大	32
イ	「あいち木づかいプラン」等による県産木材の利用拡大	34

---

3	自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保	35
(1)	森林等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮	35
ア	多面的機能を発揮させる森林・農地・漁場の保全	35
イ	多面的機能の恩恵を実感できる社会の形成	37
(2)	災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化	38
ア	安全な生活環境の確保	38
イ	快適な生活環境の確保	39
ウ	農山漁村の活性化	40
(3)	環境への配慮と資源の再生・循環利用を図る取組の強化	41
ア	CO <sub>2</sub> の排出量削減と貯蔵の推進	41
イ	地域の多様なバイオマスの利活用の推進	42
ウ	環境への負荷を軽減する取組の推進	43
第5章	重点的取組	44
第6章	生活者としての県民のみなさんへ	46
1	「農のある暮らし」を实践しましょう	46
2	「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」に取り組みましょう	48
第7章	基本計画の達成に向けて	52
《参考資料》		53
	本県農林水産業の主要指標	
	食と緑の基本計画2015 目標一覧	
	用語の解説	
	「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」	
	「食と緑の基本計画推進会議」開催要領・構成員名簿	

本文中の 印が付されたことばについては、冊子末尾の参考資料で“用語の解説”として五十音順に説明をしています。ただし、同一の用語が複数回登場する場合は最初のみ 印を付し、2回目以降は付していません。